

17 パソ協第 188 号
平成 18 年 3 月 29 日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会
会 長 淺 田 隆 治

「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた意見

はじめに

平成 15 年 7 月に策定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下、推進計画）」について、政府は毎年議論・検討を重ね、その成果の一部は具体的な施策や立法という形であらわれており、知的財産立国の実現に向けて高く評価しています。

当協会では、今回、知的財産戦略本部から「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた意見募集がなされたことから、推進計画の進捗状況を踏まえて、必要な施策の拡充と推進計画のさらなる推進を目途に、当協会会員企業への意見聴取等を通じて意見集約を行い、以下の通り意見を作成いたしましたので、ご提出申し上げます。

推進計画の見直しにあたっては、本意見を十分お汲み取りいただき、知的財産立国の実現に向けて、邁進されることを期待しています。

．知的財産の保護の強化

1．損害賠償制度の強化

(1) 「知的財産推進計画 2005」では、損害賠償制度の強化に関し、第 2 章 I.3.(9)において「訴訟において被害企業が損害に見合う十分な賠償を受けられず侵害企業の侵害し得であるという指摘、知的財産侵害訴訟は、その立証に必要な証拠が侵害者の側に偏在しているため、特に、証拠調査能力に乏しい中小企業には立証が極めて困難であるという指摘」等にかんがみ、「最近改正された証拠開示制度等の周知徹底を図るとともに・・・損害額の算定制度等知的財産に関する損害賠償制度による権利者の適正な救済の実現、知財訴訟における立証責任等の面における訴訟当事者の負担軽減等の諸課題について、実態の把握や民事訴訟における知財訴訟の位置付け、訴訟実務等を考慮しつつ、2005 年度も引き続き検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。」とされております。また、第 4 章 I.4.(3) 4) ii) において「法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、2007 年度までに結論を得る。」とされております。

この点に関し、当協会は、従前より、デジタル著作物の侵害が容易であるにもかかわらず

ず、権利者が侵害行為を立証することが困難であり、適法行為へのインセンティブに欠けると提言してきました。

近年の知的財産関連法令の罰則の強化、及び、著作権法においては、懲役刑と罰金刑の併科が可能になったことは、適法行為へのインセンティブを強めるものと評価できます。また、現在、知的財産関連法令の更なる罰則の強化と共に、著作権法以外の知的財産関連法令についても同様に懲役刑と罰金刑を併科する改正が検討されているところです。

しかし、罰則の厳罰化のみでは適法行為へのインセンティブとして十分ではありません。例えば、処罰までのプロセスが困難で、処罰される行為が氷山の一角とすれば、いくら法律で厳罰が予定されているとしても、抑止力は限定的です。

当協会は、デジタル社会においては、著作権の侵害行為が容易かつ大量に行われ、その違法行為の痕跡を一瞬で消去できるため、損害の算定が困難であるという現状に鑑みて、

法定賠償制度の早期導入や 損害賠償の額を目に見える一部の侵害額の 2 倍の侵害があったと推定する規定(侵害の数量に関する推定規定)の導入を提言しているところであり、上記の「知的財産推進計画 2005」の内容もこうした当協会の提言に沿ったものと理解しております。

しかしながら、残念ながら、未だこれらの提案が立法化等によって現実化されるに至っていないのが現状と理解しております。

この点、近時、ファイル交換ソフトについて、情報流出事件によりその危険性が別の意味で注目されていますが、こうした偶発的な情報流出のみならず、ファイル交換ソフト本来の機能であるデジタル著作物の意図的なファイルの交換による権利侵害は、ビジネスソフトのファイル交換も含め、ますます増加しているのが現状であり、他方、ファイル交換の匿名性から、権利者の側が実際のダウンロード数等を正確に把握し、立証することは依然として困難な状況にあることを鑑みると、デジタル著作権の権利侵害に対する損害賠償制度の見直しは急務であると考えられます。

しかるに、現行の著作権法 114 条の損害額の推定の規定においては、権利者は、侵害された「侵害者の譲渡数量」に「単位数量あたりの利益の額」を乗じた金額等が損害額と推定されているものの、どれだけの数量が侵害者によって譲渡されたかの立証の困難性は残っているため、立証された損害額の 2 倍を推定するといった対応が望まれます。また、「単位数量あたりの利益の額」を権利者が事件ごとに算定・立証しなければならないとすると、一事件あたりは小額であるが侵害者が多数であることによって全体の被害が甚大となるという著作権侵害の特性に照らすと、一律に著作物あたり 10 万円といった金額を法定損害金とし、権利者が実損を請求するか法定損害金を請求するか選択できるといった制度を導入することにより、権利者が一事件あたりにかける時間とコストの節約を図ることが望まれます。実際、文化審議会著作権分科会国際小委員会（第 2 回）議事録（資料 2）¹でも指摘されているとおり、アメリカでは、著作権者が実損害の請求に代えて、著作物あたり 750

¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/009/05061701/007.htm

米ドル~30,000 米ドルの法定損害賠償金を請求することができる法定損害賠償制度が認められており、また、カナダでも同様に、著作権者が実損害の請求に代えて、著作物あたり500 カナダドル~20,000 カナダドルの法定損害賠償金を請求することができる法定損害賠償制度が認められております。

また、著作権法 114 条の 5 では、「損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」として、「侵害者の譲渡数量」や「単位数量あたりの利益の額」の立証が困難である場合に、裁判官が相当な損害額を認定できる制度が定められていますが、裁判官が具体的な事例において、どのような場合にどのような額の損害を相当な損害額として認定するのかは予見しにくいいため、権利者にとっては、より明確な基準に基づく損害賠償制度が望ましいと思われれます。

以上より、「知的財産推進計画 2006」においては、引き続き上記問題点について検討いただくと共に、さらに、当協会の従前の提案内容に沿って、より具体的な制度内容の立法化に向けてより踏み込んだ記載がなされることを望む次第であります。

2. デジタル時代に対応した法制度のあり方について

(1) ファイル交換ソフトを用いた違法コピーダウンロード行為と私的使用

この点に関しては、「知的財産推進計画2005」第4章 I. 4.(3) 1) i) において、「私的使用目的の複製については、条約上の規定、私的使用目的の複製や技術的保護手段の進展等の実態を踏まえて、範囲の明確化などに関して検討を行い、2007年度までに結論を得る。」との記載があり、現在のところ、どのような結論がなされるのか明確ではありません。

前記のとおり、現在、ファイル交換ソフトを用いた著作権侵害は著作権者に対して甚大な被害を与えています。このような状況に対して、損害賠償制度の拡充の必要性は前述のとおりですが、そもそも、ファイル交換ソフトを用いて違法な著作物をダウンロードする者は、例え著作権侵害行為によってアップロードされたことを認識していても、私的使用目的の複製であれば著作権侵害を構成しないと一般に考えられているため、ダウンロードのみを行っているユーザーの取り締まりは控えられているのが現状と考えられます。

しかしながら、ファイル交換ソフトの種類によっては、ダウンロードしたものがそのまま公開される仕組みなので、そのような場合には、ファイル共有する目的で複製しており私的使用目的での複製ではないといえます。また、ファイル交換ソフトの仕様や設定によって、ダウンロードする側の規範・責任が決定されるのが妥当かは疑問であり、そのような仕組みでなくともファイル交換においてはダウンロードという需要があるからアップロードにより供給されるわけであり、違法な著作物の供給を望みそれを取得した者について、一律私的使用目的という枠内で保護に値するかは十分検討すべき課題であります。

実際、既に紹介した文化審議会著作権分科会国際小委員会（第2回）議事録（資料2）に

もあるとおり、アメリカにおいては、損害額の多寡に応じて、ダウンロード行為についても、「複製権」侵害とすることができるとされており、また、ドイツでは、2003年に「ダウンロードを行う場合、違法サイトであることにつき、利用者が悪意である場合には、私的複製行為は違法行為として扱われる。」とする著作権法改正が行われております。

以上より、「知的財産推進計画 2006」においても、ファイル交換ソフトを利用したダウンロード行為に対する私的利用の例外の範囲の見直し等について、より踏み込んだ記載が盛り込まれるべきであると考えます。

(2) 間接侵害

この点に関しては、「知的財産推進計画2005」第4章 I. 4.(3) 4 i) において、「著作権法には、特許法等と異なり間接侵害規定が設けられていないが、他の知的財産法との整合性の観点も踏まえて、間接侵害規定を創設することに関して検討を行い、2005年中に結論を得る。」との記載がなされております。

この点に関して当協会は、科学技術の進歩の観点と著作権者の権利保護とのバランスを図る必要があり、むやみに著作権保護に傾くことは技術進歩の観点から危険であると考えます。例えば、日本においては、カラオケ店の経営者等を直接的な著作物の利用主体と見なし、また業務用カラオケ機器のリース業者に条理上の注意義務を課するという判例法理が定着しておりますが、それは、日本の著作権法第30条以下により、私的使用のための複製等が広範に著作権の制限の対象と規定されているため、個人的に著作物を利用している者を利用主体と解すると、不合理な結果となってしまう場合があるからであります。そのため、実質的な価値判断に基づいて誰が利用主体であるかが決定されてしまう傾向があり、利用主体性の判断基準が不明確となって混乱が生じているように思われます。

また、前記のとおり、ファイル交換の場面において、ファイル交換ソフトを利用してダウンロードするユーザーの取り締まりの必要性の観点から、私的使用目的による著作権侵害の例外の範囲の見直しが検討されていることから、このような新たな技術を利用した著作権侵害に関する責任主体をきちんと整理した上で、間接侵害の規定に関する議論を進めることが肝心だと思われまます。

以上より、仮に、著作権法に関して間接侵害の規定を立法化する場合であっても、正当な技術開発とその利用を阻害しないように配慮することが重要であり、社会的に有用な技術やツールを悪用して他者の権利を侵害した者が本来負うべき責任を、当該技術やツールを提供した者に転嫁すべきではないのであって、特許法第101条の間接侵害規定の趣旨に鑑み、著作権が侵害されることを認識して、継続的に、かつ意図的に行われたという主観的要件と、著作権侵害のみに供することのできるツール等を提供するという客観的要件により、他者に著作権侵害行為を行わせた場合に限って間接侵害の責任を負わせるようにすべきものと考えます。従って、単に悪用の可能性があることを予見できたことのみを理由として、開発者に責任を負わせるべきではなく、著作権侵害の意図を有することを主観的な

要件として規定すべきものと考えます。

(3) 技術的保護手段の回避行為等に対する対応

この点に関しては、「知的財産推進計画2005」第4章 I. 4.(3) 5)において、「技術的保護手段の有用性を担保する観点から、接続管理（アクセスコントロール）回避行為への刑事罰導入、接続管理回避サービス（技術的保護を解除する特定情報（シリアルナンバー等）の公衆への提供など）、放送受信機器におけるコピー制御信号への無反応問題等について、将来の管理技術開発への影響を踏まえつつ、法的措置の必要性の有無について、2005年度も引き続き検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる」との記載がなされております。

不正競争防止法は、不正競争の一部として、アクセス・コントロール及びコピー・コントロールを回避する「装置・プログラム」の譲渡等の規制を定め（不正競争防止法2条1項10号、11号）、著作権法は技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変）し、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることを私的使用の例外として定め（著作権法第30条1項2号）、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする「装置又はプログラム」の頒布を処罰しています（著作権法120条の2）。

しかし、ネットワーク上で多数、頻繁にこれらを回避する重要な情報（シリアルナンバーやソフトウェアの使用に必要なキーに関する情報）が提供されたり、アクセスコントロールの回避行為は、これらの規定によってカバーされておらず、刑事罰その他の抑止力が十分に働いていないことを鑑み、「知的財産推進計画2005」の上記記載を設けたものと理解しています。

また、次々と新しく著作権侵害行為を抑止する技術が考案されているため、技術的保護手段の定義を定めた著作権法2条1項20号の「機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式」、技術的制限手段の定義を定めた不正競争防止法2条7項の「視聴等機器（影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。）が特定の反応をする信号を影像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式」に、必ずしも当てはまらない「技術的保護手段」も存在します。従って、技術的保護手段の定義規定の見直しを視野に入れた、積極的な対応を期待する次第であります。

(4) 私的録音録画補償金の見直し

この点に関しては、「知的財産推進計画2005」第4章 I. 4.(3) 1) V)において、「私的録音録画補償金制度に関し、権利者、消費者、関連産業等を含めた関係者の意見を踏まえ、対象

機器等の取扱い等について実態に即した検討を行うとともに、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ、本制度の見直し等について検討を行い、2005年中に結論を得る。」との記載があります。

我が国では、私的複製は、そもそも家庭内で行われ、かつ、その規模も一つ一つは零細であり、個々の権利者の直接行使を認めたとしても、実際に個々人に対し私的複製の対価を請求することは困難であることに鑑み、製造業者が政令で指定されたデジタル録音録画機器・記録媒体の出荷総額の何%かの金銭を権利者側に支払い、メーカーは、権利者へ支払った分を価格に上乗せしてデジタル録音・録画機器を消費者に対し売るといった私的録音録画補償金制度が採用されています。

この私的録音録画補償金制度については、消費者が録音を行った回数等を問うことなく、一律に課せられるため、再生のみを行い、私的複製を行わない消費者についてまで補償金を支払わなければならない、不公平であるとか、いわゆるDRM技術の発展により、私的録音録画がコントロールされている場合にまで、補償金を徴収することは二重取りになるという批判が根強くあります。これを受け、2006年1月に発表された文化審議会著作権分科会の報告書²においては、「ハードディスク内蔵型」の映像音声機器及びパソコンのハードディスクドライブ、データ用のCD-R、CD-RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体について、当面は私的録音補償金制度の対象から除外し、引き続き検討を行うとしております。

上記の二つの機器・記録媒体については、私的録音録画補償金制度が適用されるか否かの結論が棚上げされた状態ですが、「知的財産推進計画 2006」策定にあたっては、上記の二つの機器・記録媒体に対する私的録音録画補償金制度の適用があるか否かの議論に留まらず、制度自体の廃止を含めた抜本的な見直し議論を行うことを明確に記載すべきと考えます。

3. 証拠保全制度の拡充

知的財産訴訟における原告の証拠収集制度の拡充の必要性については、「知的財産推進計画 2005」においては、第2章 I.3.(9)において「最近改正された証拠開示制度等の周知徹底を図る」との抽象的な記載がなされているのみで、そもそもそこにある「証拠開示制度」がどのような内容のものであり、どのような点の周知徹底を図るのが明確でないように思われます。

証拠収集のための制度は、これまでも文書提出命令や当事者照会制度の導入や、「裁判所法等の一部を改正する法律」の制定等、拡充の方向にきているということはできます。しかしながら、当事者紹介制度については制裁の制度がなく、また文書提出命令についても、建前上は未提出の文書について不利な判断が可能ということとなっていますが、「そもそもそのような文書はないから提出できない」という主張に対して対抗手段がありません。

そのため、訴訟提起以前の強制的な証拠収集手続の存在が望まれます。民事訴訟法にお

² http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705.htm

いては、234 条以下において証拠保全手続を定めてはいますが、相手方が任意で証拠の提出に協力しない限り、証拠の保全はなし得ません。

ディスカバリー制度を採用していることで有名な米国の訴訟制度においては、それに違反して文書を隠したり破棄するといった行為が発覚した場合には裁判所が厳格に対処するためか、当事者間における文書提出に対する規範意識が比較的高いように思われ、実際、ディスカバリーの段階で不利な証拠を提出しなければならなかったために早期に和解するというケースは比較的多くあります。

日本を知財立国とするためには、知的財産権の権利救済に係る公正・公平な裁判が必須であり、そのためには、証拠の保全の強化・多様化を実現し、その偏在化を是正することが急務であると思われ、「米国のいわゆる「ディスカバリー」等、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集機能の強化」を行うべきであり、早急に実現化すべきと考えます。

II．ソフトウェアベンダーの中小企業・ベンチャー企業の育成

1．先行技術文献の検索の充実

特許庁は、ソフトウェア技術の著しい進展に対応するために、コンピュータソフトウェア関連発明の審査の運用指針を平成 9 年及び平成 12 年に改訂しましたが、この結果、ソフトウェア関連の分野において、特許公報の蓄積がない一方で、従来特許と無関係と考えられていた公知文献が、特許出願の際に利用される先行技術文献に該当するケースが多くなりました。そのため、現在、特許庁のホームページの特許電子図書館（IPDL）において、『CSDB（コンピュータソフトウェアデータベース）検索』というサービスがインターネットを通じて提供されており、マニュアル、国内外の技術雑誌、学会論文、企業技報等のタイトル・キーワード等が一定の範囲で公開されており、『業界で周知である技術が先行技術文献が見つからないために特許化されてしまう』という事態を防ぐのに、一定の効果をあげております。

しかしながら、CSDB は、著作権処理の関係上、公開されている範囲は限られており、1 次文献や抄録等、文献の内容に関わる重要な部分は公開されていないものが多いのが実際です。そのため、ソフトウェア関連の発明については、現状においても、十分な先行技術文献の調査が可能とは言い難く、周知技術の特許化や、無用な裁判が発生するケースが少なくありません。その結果、ソフトウェア関連分野における特許権の法的安定性に問題が生じます。

CSDB の登録文献は年々増えており、今後の更なる拡充が期待されるどころ、上記問題を回避し、ソフトウェア関連分野の特許発明をより健全に発達させるためにも、検索の制度を上げる、検索方法の充実、文献の拡充等、より使い勝手をよくするべきであります。

また、近年、オープンソースソフトウェアを利用したビジネスを構築する企業が増加していますが、オープンソースソフトウェアについては、従前から既存の特許等を侵害する

可能性が指摘され、また、ライセンス条項の不明確さなどから、そのリスクを誰が負担するか、またリスクを軽減するための方法（保険等）の検討が、オープンソースソフトウェアを活用したビジネスの更なる円滑な発展を図るために必要と考えます。

2．外国出願

海外におけるビジネスの展開を見据えて知財強化を行う場合、海外における権利取得が必須となります。しかしながら、将来のビジネスのグローバル化を支えるものとして、外国においても特許等の知的財産権を確保したくとも、外国出願にかかる費用は、国内出願にかかる費用の数倍に跳ね上がるため、出願国を絞らざるを得ないのが現状であります。PCT 出願によって費用を節減しても、翻訳費用がかかってしまいます。英語で対応可能な国であればまだ問題は少ないですが、中国・韓国・ロシア・欧州等、特許となった場合、最終的に当該国の言語に翻訳をしなければなりません。

また、海外の庁との対応は、日本国内の特許事務所を通じて海外特許事務所を使うというケースが多いため、国内の庁への対応に比べ、費用が大きくなることとなります。

このように、海外における権利取得に必要な費用は、中小・ベンチャー企業にとって極めて大きな負担であり、そのために海外での権利取得を見送らなければならない場合が多いといえます。そのため、中小・ベンチャー企業の育成のためには、外国出願について費用面における支援策を設け、海外における権利取得を積極的に支援すべきと考えます。

この点、東京都等の複数の地方公共団体において、中小企業を対象に外国出願にかかる出願費用・弁理士費用・翻訳費用を助成する制度が設けられていますが³、周知徹底が不十分である上に、公募期間が短く、また助成が受けられる中小企業の範囲が明確ではない等の問題点があり、十分に活用されているか疑問です。補助・助成制度に関しては、業界団体の協力を得て、広く周知徹底していくとともに、中小企業にとって利用しやすい制度になるよう検討すべきと考えます。

3．紛争対策相談

知的財産権の重要性が強調されている現在、あらゆる企業が訴訟を起こされたり侵害警告を受けたりするという大きなリスクを背負っています。このような、訴訟・紛争に直面することは、資金力に余裕がなく、また、紛争経験・ノウハウのない中小・ベンチャー企業にとって、非常に難しいことです。

したがって、紛争に直面した場合に、第一次的に相談できるような窓口を用意することが望ましいと考えます。

³ <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html>

III . 政府調達知的財産権の帰属

これまで、政府・自治体による調達においては、著作権・特許権等を全て調達者である政府・自治体に譲渡させることが一般的でした。しかし、政府に技術を帰属させることにより、中小企業はコア技術を失うことになりかねず、他方で新技術を開発するコストが膨大になるという批判が根強く、また、政府が技術を死蔵するのではなく、技術を企業に帰属させ、運用させた方が新たな知的創造活動へのインセンティブや経済活動の合理化につながり、日本が知的財産立国となることに資します。

このような理由から、研究開発の分野においては、産業活力再生特別措置法の改正によって（第 30 条）国の委託にかかる研究開発の成果を研究者に帰属させることができるようになりました。そして、2004 年 6 月に公布・施行されたコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（以下、「コンテンツ促進法」）によって、新たに政府の委託等にかかるコンテンツ制作に関する知的財産権についても企業に留保するための道が開かれました。

具体的に、コンテンツ促進法は人材の育成等の基本的な国の方針を定めるほか、第 25 条において、以下の要件を満たす国の委託等に関するコンテンツの知的財産権を、政府が取得せず、コンテンツ制作の受託者・請負者（受託者等）に残すことができる旨を規定しています。

当該コンテンツに係る知的財産権については、その種類その他の情報を国に報告することを受託者等が約すること。

国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。

当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。

（コンテンツ促進法第 25 条 1 項）

政府の委託業務においても、受託者等に、知的財産権が留保される道が開かれたことは、それ自体画期的ではありますが、問題点も少なくありません。

政府が知的財産権を取得することが大前提となり、例外として「知的財産権を受託者または請負者から譲り受けないことができる」とするものであり、政府に最終的な決定権があり、恣意的に運用されるのではないかという懸念があります。また、政府が知的財産権を譲り受けない条件として、様々な報告義務を課すものであって、必ずしも利用しやすいものとはいえません。

また、そもそもコンテンツ促進法において定められたコンテンツは、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音

声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」（第2条1項）をいい、「教養又は娯楽の範囲に属するもの」に限定されており、例えば、ビジネスに使用されるソフトウェアについては、適用されないと解釈されていることも問題です。

「知的財産推進計画 2006」の策定に当たっては、コンテンツ促進法の適用範囲を見直すと共に、原則として受託者に知的財産権が帰属することを法律上明記し、政府が譲り受ける場合を例外とするべきと考えます

IV. ゲームソフトの中古品流通に関する法制の整備

2002年の最高裁中古ゲームソフト判決は、ゲームソフトを著作権法上「映画の著作物」に該当し、頒布権を有するものと認めましたが、その頒布権のうち譲渡に関する権利は最初の販売により消尽するものとされ、著作権者は中古品として流通するゲームソフトについて何らの権利も有しないと判断されました。同判決以降、中古品として流通するゲームソフトの数量は確実に増大しております。

デジタルコンテンツであるゲームソフトは、従来の中古品とは異なり、通常の使用では劣化しないため、ユーザーにとって新品と中古品は複製物としての価値が変わりません。現状では、その新品と同価値を有する中古品により形成される大きな市場から著作権者が何らの還元も得ることができないが、それが知的財産立国を志向するわが国の政策として果たして妥当なのか、というのがこの問題の基本であります。

現在のゲームソフト、特に世界に通用するような高度な内容のゲームソフトの開発には長期に亘る開発期間と莫大な費用が必要であります。かつてはゲームソフトの世界市場を席卷し、かつ現在においてもコンテンツ事業の中で唯一輸入超過の状態にあるわが国ゲームソフトであります⁴、近年では巨大な市場を抱える欧米のメーカーや政府支援を得たアジア諸国のメーカーの攻勢の前に日本製ゲームソフトの占める世界シェアは大きく減少しております。このままの状況が続けば、アニメと並んで国際競争力を有するとされているわが国ゲームソフト産業の基盤が早晩弱体化することは論をまちません。コンテンツ産業を支える制作者への適正な報酬が確保されるような実効性のある法的枠組みの整備が早急になされるように、推進計画の見直しにあたっては引き続きこの中古ゲームソフト流通の問題を盛り込んでいただくことを要望いたします。

⁴ http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/contents_sympo/keynote/01.html

V. 営業秘密保護

海外アウトソーシングと営業秘密保護

2005年の不正競争防止法の改正によって、営業秘密を日本国外に持ち出して使用・開示する行為及び退職者が営業秘密を使用・開示する行為に刑事罰を新たに適用することが明確にされました。生産コストの削減のため、ソフトウェア開発の場に限らず、日本企業の海外アウトソーシングが多く行われている現状では、この改正は大きな意味をもっています。もっとも、改正の趣旨をより徹底するため、「知的財産推進計画 2006」においては、以下の事項を検討いただきたいと考えます。

不正競争防止法の改正に先立ち、経済産業省は「営業秘密管理指針」「技術流出防止指針」等のガイドラインを発表していますが、海外の政府機関との意見調整により、世界的に「営業秘密管理指針」に相当するものを策定し、営業秘密の要件、特に営業秘密の管理に関して共通の認識を築く必要があると考えます。

営業秘密の使用・開示行為の処罰を効果的に働かせるため、海外の政府機関による捜査協力や営業秘密を侵害した者の引き渡し等の協力関係を築くことが重要と考えます。

以上

本意見書に関する問い合わせ先：

社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会（JPSA）

業務課 西村、井上 TEL：03-5157-0785 E-mail：gyoumu@jpsa.or.jp

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-2 秀和溜池ビル4F